

**大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣にかかる中間報告について  
(平成 29 年度派遣決定分)**

平成 29 年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会の決議により、昨年度より継続してアドバイザー派遣を実施中の2地域自立支援協議会に関し、次のとおり、取組み状況の中間報告を行う。

A 地域自立支援協議会		派遣開始	平成30年2月～
		派遣回数	4回
派遣決定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度より、協議会の会議体制を部会形式からワーキング形式に刷新するなど積極的に協議会活性化に向けた取り組みを進めている一方、新体制における関係機関のネットワーク構築や相談支援にかかる人材育成、従来より協議会において課題整理され蓄積されてきた地域課題の改善・開発に向けた協議など、限られた人員の中で、今後の取り組みに向けた新たな課題への対応も必要となってきた。</li> <li>新体制のもとで関係機関が緊密に連携しながら、障がい者を支える地域づくりをさらに推進していくため、基幹相談支援センターの機能強化に向けた後方支援として助言等を行うことで、協議会運営のさらなる強化を図る。</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会運営の要となる基幹相談支援センターが機能強化していくため、相談支援の適切な役割分担とスキルアップが必要との方向性を共有し、サービス等利用計画等の評価(検証)を基幹相談支援センター中心に行っていくことを確認。</li> <li>アドバイザーが事例検討会や基幹相談支援センターと委託事業所が参加する相談支援定例会に参加し、運営方法や必要とされる視点・評価のポイントについて、適宜助言を行った。</li> </ul>		
今後の見通し 進捗状況と	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援定例会においてアドバイザーが助言等を行う中で、参加者の活発な意見交換も進み、本人中心の支援のための評価(検証)体制の必要性や地域課題抽出の視点への気づきがうまれている。</li> <li>アドバイザー派遣を実施する中で、基幹相談支援センターが中心となり、サービス等利用計画の評価(検証)による市全体の相談支援のスキルアップと地域課題の抽出及びその解決方法の検討体制の構築がなされることを期待する。</li> </ul>		

B 地域自立支援協議会		派遣開始	平成30年2月～
		派遣回数	2回
派遣決定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターが未設置であるため、今後、自治体として、基幹相談支援センターにどのような役割を求めようとしているのか、設置までの間、どのような形で補完すべきであるのか、今後の協議会の目指すべき姿を踏まえ、協議会において今一度整理するのが望ましい。</li> <li>・ また、同時に、協議会運営における役割分担、専門部会等協議の場の設置運営に関し、地域課題・実情に応じた体制整備等について客観的観点から助言を行うことにより、柔軟な検討を促し、協議会運営の活性化を図る。</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体に対し、協議会運営やその要となる相談支援体制についての状況及び今後の方向性について聞きとりを行い、(自治体職員と委託相談支援事業所からなる)事務局会議にアドバイザーが参加し、必要な助言を行う方向で合意。</li> <li>・ 事務局会議において、協議会運営における困りごと等を聴取。当協議会においては、課題吸い上げのしくみづくりが必要と考えられ、今後は、個別課題の集約から地域課題の抽出をする重層的な相談支援体制の構築や役割分担を検討するとともに、中核となる基幹相談支援センター設置についての協議を実施することを確認。</li> </ul>		
今後の見通し 進捗状況と	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重層的な相談支援体制の構築や役割分担、基幹相談支援センターの設置についての協議をどのような場で官民協働で実施していくかについて検討中であるが、現状についての課題整理や、協議会としての目指すべき方向性について、協議会事務局内においても、意見集約が未完であり、今後さらなる調整を要する見込み。</li> <li>・ アドバイザーによる他協議会の先行事例の紹介や客観的助言により、官民共同での議論が活性化することを期待。ただし、協議会内部での調整に時間を要していることから、長期的派遣も視野に入れた取組みが必要と考えられる。</li> </ul>		

上記のとおり、A 地域自立支援協議会においては、アドバイザー派遣による効果が一定程度現れていること、また、B 地域自立支援協議会においては、協議会運営における方向性の確認や関係機関との調整等に時間を要している状況ではあるものの、第三者による客観的助言の必要性を協議会において認識していることなどから、両協議会において期待される効果が実現されるよう、現派遣決定期間中について、引き続き、アドバイザー派遣による地域支援の取組みを進める。